二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　19　一

○財務省、農林水産省

一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　三

二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　四

三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　四

○国　税　庁

一　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　一〇　二

○文部科学省

一　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　一二　三

二　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二三　14　一七

三　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　二四　二

○文　化　庁

一　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　二三　14　一七

○厚生労働省

一　国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件　四　五

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　六　五

三　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の住所を変更した件　六　五

四　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件　六　五

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件　一三　六

六　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務等の一部を改正する告示　一三　7　一

七　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和五年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一七　三

八　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示　一七　三

九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　一八　四

一〇　労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件　一八　10　四一

一一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　一九　五

一二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　一九　五

一三　令和五年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件　二三　14　二五

一四　健康保険法施行規則附則第一条の九の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額　二七　18　三五

一五　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　二七　18　三五

一六　診療報酬の算定方法の一部を改正する件　三一　20　六七

一七　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件　三一　20　七七

一八　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　三一　20　七七

一九　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件　三一　20　七八

二〇　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三一　20　七九

二一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　三一　20　八〇

二二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　三一　20　八〇

二三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件　三一　20　八〇